

特定給食施設設置届 記入例

様式第1 (第3条関係)

特定給食施設設置届

① ○年○月○日

鹿児島市長 殿

② 設置者 住 所 鹿児島市○○-○○
氏 名 ○○法人○○
理事長 鹿児島 太郎

法人にあつては、特定給食施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

次のとおり特定給食施設を設置したので、健康増進法第20条第1項の規定により届け出ます。

③	特定給食施設の名称	○○法人○○ 特別養護老人ホーム○○○							
④	特定給食施設の所在地	〒89*-**** 鹿児島市山下町○丁目○番○号							
⑤	給食開始(予定)年月日	○年		○月 ○日					
⑥	特定給食施設の種類の	1 学校 2 病院 3 介護老人保健施設 4 介護医療院 ⑤ 老人福祉施設 6 児童福祉施設 7 社会福祉施設 8 矯正施設 9 寄宿舍 10 事業所 11 その他()							
	給食の運営方式	1 直営 ② 委託							
⑦	給食の委託先	名 称 ○○○○ 所 在 地 鹿児島市○○町○丁目○番○号 代 表 者 氏 名 ○○○ ○○○							
⑧	1日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数	朝 食	昼 食	夕 食	そ の 他	計			
		150	150	150		450			
⑨	給食従事者数	区 分		設置者(委託者)側			受 託 者 側		
		管 理 栄 養 士		2人			人		
		栄 養 士		2人			人		
		調 理 師		8人			人		
		その他の従事者		3人			3人		

注 特定給食施設の種類の欄及び給食の運営方式の欄は該当する番号を○で囲むこと。

⑩ 保健所記入欄

	特定給食施設		その他の給食施設
--	--------	--	----------

<記入方法>

① 届出年月日

保健所に提出する日付を記入します。

② 設置者

当該施設を設置している者の住所、氏名を記入します。

③ 給食施設の名称

正式名称で記入します。

④ 給食施設の所在地

給食を調理する施設の所在地を記入します。

⑤ 給食の開始(予定)年月日

給食の開始日又は開始予定日を和暦で記入します。

⑥ 給食施設の種類の

添付の「給食施設の分類」に基づき記入します。その他の場合は具体的な施設種類を()に併記します。

⑦ 給食の運営方式・委託先

該当方式に○をつけ、給食の委託先は委託の場合のみ記入します。

⑧ 1日の予定食数及び各食ごとの予定給食数

・定員がある施設は許可病床数や施設定員数を記入し、定員がない施設(学校等)は予定食数を記入します。児童福祉施設等で定員を超えて児童を受け入れている場合、定員と併記して()に受け入れ人数を記入します。例) 定員110人(120人)

・職員食は食数に数えません。

・給食施設が同一の併設施設がある場合、主たる施設が併設施設の食数を含めて記入します。

・「その他」には朝食・昼食・夕食以外の時間帯に1食分の食事が提供される場合に記入します。おやつ、補食、検食は食数に数えません。

⑨ 給食従事者数

・資格の職名で採用されている常勤*の職員数を記入します。

※常勤：各施設で定めている常勤の所定労働時間勤務の者。

・管理栄養士又は栄養士以外の職名で採用されている者であっても、資格を有して実際に栄養指導に従事している者についてはその資格の欄に計上します。非常勤や巡回の管理栄養士・栄養士の場合は0と記入します。

⑩ 保健所記入欄

保健所で記入しますので空欄でご提出ください。

【給食施設の種類】

種類	該当施設例	根拠法令等
学校	幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校，大学，高等専門学校，専修学校，学校給食センター，幼稚園型認定こども園	学校教育法第1条に規定する学校，第124条に規定する専修学校及び第134条第1項に規定する各種学校，学校給食法第6条に規定する学校給食共同調理場及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園のうち、当該施設が幼稚園である場合。
病院	病院	医療法第1条の5第1項に規定する病院
介護老人保健施設	介護老人保健施設	介護保険法第8条第27項に規定する介護老人保健施設
介護医療院	介護医療院	介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院
老人福祉施設	老人デイサービスセンター，老人短期入所施設，養護老人ホーム，特別養護老人ホーム，軽費老人ホーム，老人福祉センター及び老人介護支援センター	老人福祉法第5条の3に規定する施設
児童福祉施設	助産施設，乳児院，母子生活支援施設，保育所，幼保連携型認定こども園，児童厚生施設，児童養護施設，障害児入所施設，児童発達支援センター，児童心理治療施設，児童自立支援施設及び児童家庭支援センター	児童福祉法第7条に規定する施設及び児童福祉法第2条に規定する事業に係る施設で児童福祉に関するもの及び保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園(当該施設が幼稚園である場合を除く。)
社会福祉施設	救護施設，身体障害者社会参加支援施設，婦人保健施設等	生活保護法第38条，身体障害者福祉法第5条第1項及び売春防止法第36条に規定する施設並びに社会福祉法第2条に規定する事業に係る施設で社会福祉に関するもの
事業所	事業所	労働基準法別表1に規定する事業所
寄宿舎	学生又は労働者の寄宿施設	学生又は労働者を寄宿させる施設
矯正施設	刑務所，少年刑務所，拘留所，少年院，少年鑑別所	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第3条に規定する刑事施設並びに少年院法第4条に規定する少年院及び少年鑑別所法第3条に規定する少年鑑別所
自衛隊	自衛隊	自衛隊法第2条に規定する施設
一般給食センター	特定した施設（複数の場合も含む）に対して継続的に食事を供給している施設	特定した施設（複数の場合も含む）に対して継続的に食事を供給している施設
その他	上記に含まれない施設警察学校，消防学校，認可外保育施設，有料老人ホーム等	上記に含まれない施設